

2025年

毎日の安全と
安心のために

「保守点検」を忘れない

6月1日は
点検の日



シャッターやドアなどを『安全』かつ『安心』してお使いいただくためには、日頃からの
取扱説明書に沿った「正しい取扱い」と日常点検に加えて、専門技術者による「定期点検」が大切です。

JSDA 一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

定期点検

シャッターやドアがもつ本来の機能と安全性をいつでも発揮できるように、定期的に点検を実施することが重要です。点検には専門知識と高度な技術が必要とされ、また点検に際しては危険も伴いますので、一般社団法人 日本シャッター・ドア協会認定の「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」にお任せください。

日常点検

安全に安心してシャッターやドアなどをお使いいただくためには、日頃からの維持・管理が大切です。

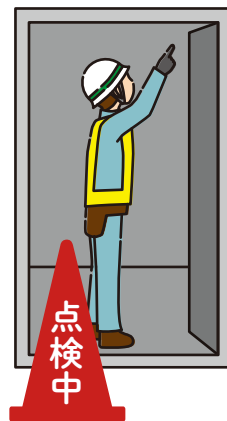
日常点検は取扱説明書などに記載されている所定の事項を、所有者又は管理者の皆さまご自身で確認していただくものですが、その際不具合などが見つかった場合には、製造メーカーもしくは、下記問合せ先にご相談ください。

建築物の維持保全の重要性について

建築基準法第 8 条第 1 項では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に、維持するように努めなければならないとされています。

特にシャッターやドアなどの安全性についての機能を維持することは、その建築物を利用する不特定多数の生命を、挟まれ事故や火災などから守ることになります。

また、建築物の維持保全とは、所期の機能を維持し続けることですが、建築物が長期に渡って存続した場合、増改築や改装などにより、建築物に要求される水準に合わせて求められる機能も変化していくため、シャッターやドアなども、その水準に合わせた機能をもったものを使用する必要があります。特に、経年劣化対策や安全対策などには、適切なお提案をさせていただきますので、製造メーカーもしくは、下記問合せ先にご相談ください。



防火設備定期検査報告制度について



防火設備定期検査報告制度では、2016年に施行された建築基準法第 12 条により、対象とされる建築物に設けられた防火設備に対して、専門技術を有する資格者が年 1 回検査を実施して、その結果を所有者又は管理者は、特定行政庁に報告するよう義務付けています。

報告が必要な防火設備（防火シャッター・防火扉・耐火クロスクリーンなど）は以下のとおりです。

- ① 国が建築物の定期報告の対象として指定している建築物に設けられた防火設備
- ② 病院、診療所又は高齢者や障害者などの就寝の用に供する部分の床面積が 200 m²以上の建築物に設けられた防火設備
- ③ ①と②以外に特定行政庁が指定する建築物（事務所、複合商業施設など）に設けられた防火設備

また、報告が必要な防火設備は、随時閉鎖式又は作動式のもので、常時閉鎖式及び外壁の開口部に設けられたものは、建築物定期調査の対象とされています。

なお、随時閉鎖式又は作動式の防火設備は、火災感知やシステム制御など、火災時に自動で閉鎖する機構が高度化・複雑化していますので、防火設備の定期検査報告については、専門技術者を有する製造メーカーもしくは、下記問合せ先にご相談ください。

こちらのホームページも参考にご覧ください

動画「電動シャッターの安全装置」、
電動シャッターを安全にご使用いただくために
(出典：消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_014/



電動シャッター動作時の事故に注意
(出典：消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2018/pdf/consumer_safety_release_181026_0001.pdf



一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0074

東京都千代田区九段南 3-7-14 VORT 九段 7F

TEL：03-3288-1281 FAX：03-3288-1282

Email：info@jsd-a.org URL：https://www.jsd-a.or.jp

問合せ先